

博士学位論文 内容の要旨および審査結果の要旨

氏名（本籍） ワンワディ・ポンポクシン（タイ）  
Wanwadee Poonpoxsin

学位の種類 博士（社会福祉学）

学位記番号 博福乙第1号

学位授与年月日 令和元年9月30日

学位授与の要件 淑徳大学学位規程第3条第5項

学位論文題目

Social Well-being Situations of Unskilled Myanmar Migrant Workers in Thailand: A Data-Driven Study of Bangkok Metropolitan Region

タイにおけるミャンマー非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイング：バンコク首都圏データに基づく研究

審査委員

委員長 教授 大橋 靖史

委員 教授 下山 昭夫

委員 教授 山口 光治

委員 コネチカット大学教授  
リン・ヒーリー  
Lynne Healy

委員 タマサート大学准教授  
デチャ・サンカワン  
Decha Sungkawan

委員 リンカーンユニバーシティカレッジ教授  
ズルカーナイン・A・ハッタ  
Zulkarnain A. Hatta

## 【論文内容の要旨】

本文は英文 279 頁、その他 64 頁（目次、補足章、文献、資料）の計 343 頁からなる論文である。以下で、その要旨を述べる。

グローバルな時代である現代において、移住労働者に対する政策は重要な課題となっている。タイのコンテキストにおいては、データの不足及び労働政策の制約の影響により、バンコク首都圏のミャンマーの非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングに対し十分な対応がなされてこなかった。移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングの度合は低いとされ、タイ政府による管理及び政策の非効率も先行研究等でしばしば指摘されてきた。そこで、本研究では、ミックスメソッド（混合法）を用い、ミャンマーの非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングの状況を明確にすることにした。14 名を対象とした深層インタビュー調査に続いて、量的アプローチでは、434 名のミャンマーの非熟練移住労働者を対象としたアンケート調査を実施した。

本研究は最初に、移住労働者、移住労働者の雇用主、政府と NGO の関係者等のステークホルダーに焦点を当てた質的調査を行なった。この段階では、ミャンマー人に対するタイ人の偏見や、タイ人・ミャンマー人の両者から搾取される移住労働者の姿や、不十分な医療保険といった注意すべき事柄が明らかとなった。さらに、雇用主から抽出された事柄としては、双方にとって有利な win-win 状況や雇用主の寛大さによる福利が挙げられ、ステークホルダーからは、政策に関連する事柄が抽出された。また、ウェルビーイングの状況に関するキーワードは、特定指標を開発する際のガイドラインとして機能しており、次の 5 領域から構成されている。これらの領域とは、1) 労働生活の尊厳と質、2) 健康状態の安全衛生、3) 温かい家族と家族の安定、4) 言語と社会的関係、そして、5) 安心安全である。

第 2 段階では、バンコク首都圏のミャンマーの非熟練移住労働者の現状を描き出すために、量的手法を適用しアンケート調査と記述統計を用いた。434 名の非熟練労働者を対象とした調査では、移住労働者が多くの領域においてかなりよいウェルビーイングをみせていることが明らかになった。同時に、休日の少ない長時間労働や、労働スキルを高める機会の不足や、現場における児童労働といった、先行研究と同様の現象が確認された。これらを受け、社会保障の向上や労働関連法の促進等が、タイ政府と関連機関にとって長期にわたり取り組むべき課題であると言える。

対象者のウェルビーイングは、最大 10 点のスケールにおいて、平均 6.7 点であった。これは中程度のソーシャル・ウェルビーイングと言え、仮説で定めた度合を上回っていた。推測統計から明らかとなった事柄は次のようにまとめられる。ミャンマーの移住者のソーシャル・ウェルビーイングに影響を及ぼす要因として、性別、学歴、収入、そして、タイの在住歴が確認された。さらに、ウェルビーイングを予測する変数は、次の 4 要因から構成されていた。1) 安心安全と社会保障、2) 健康状態と安全衛生、3) 性別（女性）、4) 低学歴。これら 4 つの要因により、移住者のウェルビーイングの 40.7% が説明できた。したがって、バンコク首都圏のミャンマーの非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングは、安心感、貯金、安定した収入、医療ケアへのアクセス、タイ語能力といった要因

に起因することが明らかとなった。本研究では、ミャンマーの移住者に対する指標を得るために質的研究と量的研究のデータを統合したが、そこには一貫性が認められた。

また、先行研究と比較し、いくつかの相違点を確認された。特に、タイ語で話す際、また、タイ語を聴く際にはほとんどの労働者が問題を抱いていなかった。しかしながら、文章として公開された情報へのアクセスは、彼らの読解力の問題により制限されていた。その結果、労働者の一部は、タイ政府が移住労働者の母語を使って情報発信したとしても、重要な情報にアクセスすることができない。また、タイの公的医療保険にアクセスできているのは、労働者の3分の2に過ぎなかった。多くの対象者が、公的医療保険制度の非効率性を訴えていた。これらは、移住労働者のニーズに対する確に答えていないタイの社会福祉政策を反映していると思われる。

本研究の結果を受け、関連機関はここで確認できた重要課題について考慮すべきである。まず、語学教育を提供すること、様々なコミュニケーション・チャンネルと方法・形式を用い重要な情報へのアクセスを改善することにより、移住労働者が直面する言語の障壁を軽減する必要がある。また、義務づけられた単一の医療保険制度よりも、複数の医療保険の選択肢を提供することにより、医療保険制度の非効率性に対し対処できると考えられる。こうした重要な戦略を進めることが、タイにおける非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングを高めることにつながると言える。

キーワード：ソーシャル・ウェルビーイング、ミャンマーの非熟練移住労働者、バンコク首都圏

## 【論文審査の要旨】

ワンワディ・ポンポクシン氏の課程博士学位請求論文の審査要旨は、以下の通りである。

### 1. 審査委員会の評価基準

本審査委員会では、社会福祉学専攻博士後期課程学位論文（博士）評価基準に基づき、以下の15項目を評価基準とした。

①大学院要項の「博士学位請求論文の提出書類の書式等についての内規」に適合しているか。②先行研究を的確（量や質、批判的考察）に捉えているか。③問題・目的の設定が明確であり適切であるか。④専門領域に照らして研究の意義が明確であるか。⑤研究目的に照らして、研究方法ならびにデータ収集、分析方法が正確かつ適切か。⑥学術上の創意工夫がなされているか。⑦論理の展開に一貫性があり、論文中の議論は説得力があるか。⑧設定した研究課題の解明が的確・適切になされているか。⑨研究結果が明確に述べられていて、結果に対する考察が的確であるか。⑩考察及び結論には新しい知見が含まれておりオリジナリティがあるか。⑪今後の課題が検討されているか。⑫研究倫理上の配慮がなされており問題はなにか。⑬引用文献や参考資料は正確かつ適切か。⑭関連領域の学術誌・紀要等に研究論文として掲載されるレベルであるか。⑮学会において一定の評価が得られるものであり、かつ社会福祉学に貢献できるものであるか。

審査委員会は、以上の評価基準を総合的に踏まえて、申請者が①から⑮の課題をクリアしているか否かについて審査した。なお、論文審査では、これら15の課題のうち、②～⑪までの課題について検討した。また、①については予備審査において検討を行い、更に、残りの⑫～⑮の課題については、論文審査及び口述試問の結果をもとに最終的な判断を行った。

### 2. 評価と批評

以下、最終的な論文の評価について述べる。

①大学院要項の「博士学位論文の提出書類の書式等についての内規」に適合しているか。書式は、大学院要項に記載された内規に適合していた。

②～⑪に関しては、3名の内部審査委員及び3名の外部審査委員の6名に論文審査を依頼し、次に示すA～Eの5つの項目について評価を行なった。

A. 具体性：研究目的に適った、明瞭なテーマ（研究仮説）が設定できているか。

この項目は、評価基準の③に相当する。審査の結果、審査者6名全員が「適切」と判断した。

B. 独自性：先行研究を吟味して自身の研究の独自性が検証されているか。

この項目は、評価基準の⑥及び⑩に相当する。審査の結果、審査者6名全員が「適切」と判断した。

C. 研究水準：先行研究や実践の成果と課題を考察し、自身の研究の位置づけを説明できるか。

この項目は、評価基準の②及び④に相当する。審査の結果、審査者6名全員が「適切」と判断した。

と判断した。

D. 研究方法：テーマや目的に適した研究方法によって分析できているか。

この項目は、評価基準の⑤及び⑧に相当する。審査の結果、審査者6名全員が「適切」と判断した。

E. 研究の到達度：研究結果が論理的に説明され、有効性や限界性が説明されているか。

この項目は、評価基準の⑦、⑨及び⑪に相当する。審査の結果、審査者6名全員が「適切」と判断した。

以上のように、これらA～Eの5項目について審査を行なった結果、それぞれの項目について審査者6名全員が「適切」と判断しており、したがって、②～⑪の課題について「適切」とであると判断した。

⑫研究倫理上の配慮がなされており問題はないか。

論文審査及び口述試問より、タマサート大学の倫理審査においても承認を受けており、また、質問紙について英語・タイ語間でのバックトランスレーションも適切に行なわれており、「適切」とであると判断した。

⑬引用文献や参考資料は正確かつ適切か。

論文審査及び口述試問より、広範囲且つ充実した文献の引用がなされていることが確認された。また、記載方法についてもAPAスタンダードに従っており、問題はなかった。よって、「適切」とであると判断した。

⑭関連領域の学術誌・紀要等に研究論文として掲載されるレベルであるか。

この2年間に関連領域の投稿論文が5本あり、いずれも採択されており、また、今後タイ語での出版も予定しており、「適切」とであると判断した。

⑮学会において一定の評価が得られるものであり、かつ社会福祉学に貢献できるものであるか。

⑭に示した通り、既に学会において一定の評価が得られており、また、今後タイ語で出版することにより、タイの社会福祉学に貢献することが期待されており、「適切」とであると判断した。

また、総合的な審査結果についても6名全員が「合」と判定しており、また、口述試問においても適切な応答がなされており、専攻学術に関し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与される者と同等の学力を有することが確認された。

以上のように、今回実施した論文審査及び口述試問の審査結果から、①～⑮の全ての項目について「適切」であり、また、総合的な審査結果も「合」であったことから、学位請求論文として十分な水準に達しており、且つ、十分な学力を有していると判断する。

### 3. 審査委員からの審査報告

次に以下、審査委員からの審査報告の一部を紹介する。

「研究目的は、バンコク都市部におけるミャンマー出身の移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングの現状を明らかにするとともに、これらに関する一般的な情報及び知見との乖離について考察することにあつた。問題設定は、これまでの先行研究を批判的に検討した上での設定であり、研究目的として適切である。

この研究目的を達成するための方法として、第一段階として半構造的なインタビュー調査手法が、第二段階としてアンケート調査手法が取られていた。これは、質的研究手法と量的研究手法とを合わせた混合法（mixed method）である。混合法においては、それぞれの研究手法の適切さと両者の組み合わせの整合性がポイントとなる。質的研究では、ミャンマー出身の労働者・彼らの雇用主・NGO や政府機関の関係者という利害関係にある3つのグループに対してインタビューを実施していたが、グループ相互の見解の差異と同時に、それぞれのグループ内での見解の差異にも注目した分析を実施しており、質的研究の特性を活かした分析と言える。一方、量的研究では、統計的手法を用い、ミャンマー移住労働者のウェルビーイングに影響を及ぼしている4つの要因（安全と社会保障、健康状態と保健衛生、性別、学歴）を明らかにしている。因果関係を明らかにするために適切な手法が採用されていた。また、質的研究では3グループそれぞれの見解や個々の利害関係者の意見を汲み取っており、そこで得られた知見を客観的・因果的な事実を明らかにすることが可能な量的研究で実証するという組み合わせは整合性がとれていると言える。

博士論文では、先行研究を踏まえた独自性が重要とされるが、その点において、先行研究では明らかになっていなかったいくつかの事象（タイ語及び母国語の不十分な読解能力により情報アクセスが限定されている問題、および、タイの社会保障政策のうち健康保険制度がミャンマー移住労働者に対して効果的ではない問題）を見出すことができたことは十分それに価すると言える。

以上、本論文は博士論文に十分価する水準にあると言える。今後は、本研究から得られた知見を、タイにおける移住労働者のウェルビーイングを向上させる具体的社会福祉施策の提言や実施へと展開していかれることを期待する。」

「本論文は、タイ・バンコクにおけるミャンマー人非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングの状況を明らかにしつつ、各種の先行研究を踏まえ、インタビュー形式による質的なアプローチと量的なアンケート調査によりその現状理解と各種の問題点の背景の解明に取り組んだものである。

ソーシャル・ウェルビーイングの指数については、中程度の位置を示していた。この状況を改善するには、いくつかの手段を講ずることが主張されている。一つは、タイ語の問題であり、それらに加えて、移住労働者の社会関係、そしてタイ・バンコク社会への適応問題である。それらに加えて、移住労働者の社会関係、そしてタイ・バンコク社会への適応問題である。ただし、移住労働者における労働スキルの向上訓練や教育上の課題には大きな価値を与えていなかった。

本論文では、1) 労働生活と質、2) 健康状態と安全性、3) 家族の凝集性と社会的関係、4) 語学力と社会的関係、5) 安全と個人セキュリティから、移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングの指標について考察している。ウェルビーイングを向上させる知見を見出している。

以上により、論文全体の評価として、適合していると評価できる。」

「タイは東南アジアの中でもインドネシアに次ぐ経済規模の国であり、隣国のカンボジア、ラオス、ミャンマーと比べるとはるかに経済が発展している国である。そのような経

済状況の中で、首都バンコクに流入する移住労働者の問題に着目し、労働環境の改善など政策面に役立つ実証的な研究を進めようという本研究は、著者ならではの研究視点と問題意識から発しており独自性の高い研究であると言える。

本研究の目的は、『移民の多くが労働するバンコク首都圏において、ミャンマー人非熟練移住労働者の人権に関するタイの法的枠組みを土台に置きながら、ソーシャル・ウェルビーイングの現状を明らかにすることである』として、5つのリサーチ・クエスチョンをもとに研究が進められ、質的研究（半構造化インタビュー）と量的調査（アンケート調査）の2つの研究方法により相互補完的にエビデンスが示され、ミャンマー人非熟練移住労働者のソーシャル・ウェルビーイングに関する諸問題が抽出されている。そして、それぞれの課題を整理・分析し、特徴を明らかにし、バンコク首都圏において進められている移住労働者政策の現状と課題、今後のあるべき方向性を示唆している点は意義深く、博士論文に値する実証的研究であると言える。」

「本論文は注意深いかつ広範囲にわたる文献レビューの上に書かれている。参考文献はタイおよび国際的文献ならびにソーシャルワークおよび移住分野からの専門職文献と国際労働機関（ILO）、国際移住機関（IOM）その他の国連関連組織からの関連文献を含んでいる。先行研究の上に作られたリサーチ・クエスチョンおよびデザインならびに結果は先行研究の知見を支持あるいはこれに反対するという形で議論されている。

筆者（調査者）は研究の中で用いられている指標を、文献と調査の質的部分に根ざしつつ、注意深く作成し定義しており、明確である。多くの箇所で、筆者は問いと調査過程を、研究の先行する部分（sections）を踏まえ明確にしている。論文の全体を通し、筆者は見出したものを明確に提示するためにまとめの表や図を非常に上手に用いている。これらは質的および量的両調査からのデータを報告する場合、また結論を引き出すために多様なデータを総合する場合に大きな力となっている。

研究の独創性は、移住労働者に対し直接的な調査を実施している点にある。調査者は、質的調査のためにインタビューした3人の移住者に加え、400人以上のミャンマーからの移住労働者を調査しており、タイ語、ミャンマー語いずれも読めない多くの移住者に対し口頭により質問票を用いる方法を採用している。その努力は大変なものであり、移住労働者から直接に集められたデータは本研究の重要な貢献部分である。望むらくは、もっと多くの移住労働者に対し質的調査を実施したらよかったと思われる。質的調査において移住労働者は、対象者の中で少数であった。（当事者でない）関係者、特に学者や研究者の占める割合が高く、ややアンバランスであった。彼らの見方や考え方は既にこれまでの文献の中に示されていると考えられる。」

「重要なことは、本研究が見いだした知見は、移住労働の研究蓄積（文献）および人間のウェルビーイングの理解に有益な貢献をしている点にある。今まで伝統的に言われてきたこととは異なり、本研究は、移住者の中にきわめて良いウェルビーイングを見い出している。しかしながらその一方で、ほとんどの雇用主は移住者に雇用主の法的責任であるコストを転嫁して支払わせており、また多くの雇用主は最低賃金以下しか支払っていないということを、筆者は見いだしている。また、金銭的搾取についても指摘している。筆者は

実労働時間数が大きく変動する問題や従業員が法によって求められた休暇を享受したか否かについても記している。審査者は、回答者の過半数が健康保険給付は役立つと言いながら、わずか3分の1の労働者だけが健康保険カードを実際に購入した点に興味を引かれた。その他に、過半数が自分の仕事を汚い、危険な、困難なものとしてラベリングしなかったにもかかわらず、過半数は自分の労働はタイの発展に役立っていると思っていなかった点も重要な発見である。全体として、教育年数の少ない移住者であるほど、自分のウェルビーイングに満足しており、且つ自分の仕事がタイに役立っていると見る傾向が見られた。これらの発見は、研究の中でなされている提言に沿ってプログラムと介入を進展させる際に役立つと考えられる。筆者は、転職の状況の複雑さをさらに調査検討することを考えてもいかもしれない。多くの移住者は転職を政府に通知しておらず、この点において法律違反を犯している。ただし、法規制の強化を進めることはセンシティブな問題であることが考えられる。転職に対する禁止取り締まりを緩くすることが、より極端な形の搾取から労働者を守ることになることも考えられる。これらを考えると転職の理由を探ることは次の調査研究の一分野となると思われる。

なお、本研究結果を出版する際には、英語や用語等について再度確認する必要がある。」

「本研究課題は、昨今のタイ経済における産業情勢の実情に関連するものである。背景には、非熟練労働者・半熟練労働者（単純労働者）たちがタイ国内に多く居住していることがある。他の国々と同様、違法な移住労働者にはより多くの注目が集まり人々の関心も高いが、中小企業で合法的に雇用されている移住労働者の話題は、識者たちや一般の人々の注目から隠れてしまう傾向にある。したがって、移住労働者という集団のソーシャル・ウェルビーイングは何かを探求する本研究は、ステークホルダーたち、特に労働者福祉担当官、政策立案者らにとって注目に値する。

移住労働者たちは、(タイの)企業で合法的に雇用されていたとしても、自身のウェルビーイング（幸福）については沈黙を守ることで雇用関係を維持する傾向にある。本研究は、移住労働者及び関連する情報提供者ら双方に混合研究法を適用することで、移住労働者の社会的なウェルビーイングの全体像を描くとともに、その研究目的を遂行することができた。

量的調査から得られたデータ及び関係者へのインタビューを通じ、本研究の主たる目的である単純労働者の生活状況を調査し課題を明らかにしただけではなく、調査結果を踏まえ議論と説明を尽くすことにより、本研究のリサーチ・クエスチョンに対する解を示すことに成功している。

本研究は、移住労働者の生活課題に対し、政府機関および NGO の両組織が提供している社会的支援を担うソーシャルワーカーや労働者福祉担当官の役割についてももっと深く探究することで、タイにおける単純労働者の生活課題をより完全な形で描くことができたろう。

また調査の質問項目では、移住労働者が生活する環境の中で困難な状況に直面した時にどのように適応し、行動しようとしたのか、という質問もできたろう。生活をしていく上での困難さを抱えた時に、誰に、そしてどの組織に頼ろうとするのか。これらのより深い探究的な質問がこの研究をもっと強く、そしてより知的に面白いもの

にいただろう。

しかしながら学位請求としての本研究論文は総合的にみて十分評価できるものである。」

#### 4. 論文審査及び最終試験の結果

本審査委員会は、平成 31 年 4 月から令和元年 9 月まで、5 ヶ月余にわたり、ワンワディ・ポンポクシン氏の論文提出による博士学位請求論文の、その妥当性及びその可否について、また、論文内容について審査を行ない、令和元年 9 月 12 日に、口述試問による論文内容の最終審査及び最終試験を実施した。更に、同年 9 月 19 日には、淑徳大学大学院総合福祉研究科主催による公開審査会が行なわれ、ワンワディ・ポンポクシン氏の論文提出による博士学位請求論文が審査された。本審査委員会は、以上の審査及び口述試問と公開審査会におけるワンワディ・ポンポクシン氏の成績を基に、同氏の論文提出による博士学位請求論文を「合格」とした。

#### 5. 学位授与の可否についての意見

以上の審査の結果、本審査委員会は、令和元年 9 月 19 日の最終審査委員会において、ワンワディ・ポンポクシン氏に博士（社会福祉学）の学位を授与することを「可」と認めた。

以 上